

【資料紹介】

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会 議事録」(一)

久保健助

- I はじめに
- II 凡例
- III 翻刻(第1回～第2回分) 以上本号掲載
- IV 翻刻(第3回～第8回分)
- V 解題

I はじめに

本稿は、学習院大学法経図書室所蔵「山岡萬之助関係文書」¹⁾中の警保委員会関係書類に含まれる「警保委員会特別委員会議録」²⁾を翻刻紹介するものである。

警保委員会は、内務大臣の監督の下「其ノ諮問ニ応ジテ著作出版其ノ他ニ関シ警保上ノ重要事項ヲ調査審議ス」(「警保委員会規程」³⁾第1条。マイクロフィルムの画像ナンバー 0095。以下、マイクロ No**** と略記する)のために設置された。昭和2(1927)年11月24日に第1回会議が開催された。

同委員会設立に至る経緯は概略次の通りである。

大正14(1925)年3月、第50議会において、いわゆる「普通選挙法」が成立した。この議会後「政府は…ようやく新聞紙法改正に本腰を入れ、

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会議事録」(一)

大正一四年六月内務省警保局が本格的に着手⁴⁾。その結果、翌大正 15 (1926) 年 3 月に新聞紙法と出版法を統合する「出版物法案」が衆議院に提出された。内川芳美はこの法案について「一読して明らかな通り、これは改正に名を藉りて実は改悪を企図したきわめて反動的な取締法案にほかならなかった」と評している。しかして同法案は、「総スカンを喰い、委員会は…政府に次期議会にさらに修正案の提出を要望して、審議の途中で同法案を握りつぶすに至った」⁵⁾。

政府は翌大正 15 (1926) 年、第 52 議会に「修正」を施した「出版物法案」を提出する。しかしこれまた「全体として第一次案の“改正”ではなく、その“改悪”案に外ならなかった」⁶⁾とされる内容で、院内外での強力な反対運動もあって、再び審議未了に終わった。

同年 4 月、政権は田中義一(政友会)内閣に移ったが、普選対策はいずれの政権にとっても喫緊の重要事であった。内務大臣鈴木喜三郎は自ら起用した警保局長山岡萬之助とはかり、民間人を交えて改正案を練る場を設けることにした。当初、そこには新聞界からの参加者も構想されたが、申し入れを受けた新聞側(二十一日会)はこれを蹴った⁷⁾。こうして出来たのが警保委員会である。

第 1 回警保委員会(11 月 24 日)における鈴木内相の挨拶に上記の経緯を読み取ることが出来る。「今や警察法令中新聞紙法、出版法其ノ他重要ノ事項ニシテ改正ヲ要スルモノ少カラス而シテ従来帝国議会ニ提案シ論議セラレタルモノ亦之ナキニアラス是等諸案ニ対シ学識経験ニ富メル各位ト親シク意見ヲ交換シ共ニ講究審議スルノ機会ヲ得タルハ邦家ノ為慶加[ママ]ノ至リニ堪ヘス」(マイクロ No0070)。

警保委員会の構成は、会長の鈴木内相を筆頭に、内務省、司法省、陸軍省、法制局及び学識経験者から委員計 25 名、臨時委員 2 名のほか幹事、書記を置くというものであった。12 月 8 日、上記委員の中から特別委員会構成員 10 名が任命された。

警保局長 山岡萬之助、司法省刑事局長 泉二新熊⁸⁾、法制局参事官 金森徳次郎⁹⁾、貴族院議員 小松謙次郎¹⁰⁾、同 花井卓蔵¹¹⁾、同 藤村義朗¹²⁾、衆議院議員 岡田忠彦¹³⁾、同 永田新之允¹⁴⁾、同 横山勝太郎¹⁵⁾、東京帝国大学教授 美濃部達吉¹⁶⁾。

以上の特別委員によって諮問第1号「出版物ニ関スル法制ハ之ヲ改正スルノ必要アリト認ム之カ綱領ヲ如何ニ定ムヘキヤ」(マイクロ No0024) について、8回にわたる調査審議(初回昭和2(1927)年)12月14日、最終第8回翌年3月28日)が行われた。当該諮問には下記の「出版法および新聞紙法改正要目」(マイクロ No0025)が付されており、審議は同要目に沿って行われてゆく¹⁷⁾。

- 一 出版物法制統一ノ是非並ニ之カ立法ノ根本方針
- 二 出版物の觀念 整理 三 出版保護
- 四 出版物掲載事項ノ制限 五 保証金制度ノ存廃
- 六 行政処分ニ関スル改正 七 正誤制度ノ改善
- 八 発行禁止制度ノ存続ノ可否 九 出版物取締上ノ責任ノ範囲
- 一〇 刑罰ノ改正

第7回特別委員会のあと「警保委員会特別委員会報告要旨」(マイクロ No0118~)が作成され、要目の各事項についての特別委員会としての結論が明らかにされている¹⁸⁾。

II 凡例

1. 本稿で紹介する「警保委員会特別委員会議事録」は、『学習院大学法経図書室所蔵 山岡萬之助関係文書目録』(山岡文書研究会、1988(昭和63)年7月)の「IV. 内務省警保局長時代」「4. 新聞紙法・出版法その他」

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会議事録」(一)

中の「4-38 警保委員会特別委員会議事録 第一～第八回 1 綴」(82 枚の文書)によることを原則とする。

同目録「4.」の細目は「4-1」から「4-52」に及ぶ。目録の体裁上、とくに関連づけされていないが、このうち「4-27」から「4-38」までが「昭和二年十一月 警保委員会関係書類」の表書きのもとにまとめられるべき一群の書類であると考えられる。

特別委員会議事録は、①第 1 回分から第 7 回分までが、「4-30」ないし「4-36」に一回分ずつ個別に番号が付してあるものと、②「4-38」に「警保委員会特別委員会議事録 第一～第八回 1 綴」としてまとめてあるものとの 2 セットがある。両者は、書式、筆跡及び一部濁点の有無等に差異があるが、いずれも手書きの謄写版刷りで、内容的にはほぼ同一である。

上記の通り、本稿翻刻においては後者によることを原則とするが、第 2 回の通し番号「21」にあたる 1 頁分(マイクロ No0263 と 264 の間)が欠落しているため、この部分については前者「4-31」の該当箇所(マイクロ No0157-158)によって補った(通し番号については、下記 2. 参照)。

2. 翻刻の原本とした文書は、一枚の用紙を半分に折ってとじるために、中央部に一定の空白が空けられており、そこに当該用紙の通し番号が本文同様手書き謄写版刷りされている。翻刻文中においては、文章が「頁の変わり目」または「用紙途中の空白部分」で途切れる箇所に【 】の記号を配し、前者においては【以下○頁】と表記した。

3. 誤記が明らかな場合、用字等が不自然な場合には [] にてその旨を記入した。

例 [ママ] [?]

4. 原文は縦書きであるが、横書きに改めた。

5. 正字は原則として略字に置き換えた。

6. 原本では、各委員の発言についての記述は、委員名のあと改行したうえで発言内容を記してあるが、本翻刻では紙幅節約のため、委員名のあ

とに一字空けてすぐ発言内容を記載した。

III 翻刻（第1回～第2回分）

警保委員会第一回特別委員会議事録

一. 開会日時 昭和二年十二月十四日午後一時三十分

二. 開会ノ場所 内務大臣官邸

三. 出席委員 小松、藤村、金森、美濃部、永田、山岡、泉二各委員
藤村委員中途退席

四. 山岡警保局長ノ挨拶

特別委員選定ニ付大臣ノ旨ヲ伝達シテ挨拶ヲ為シ委員長ニ小松委員ヲ推
ス

五. 委員長着席

六. 議事

○ [小松] 委員長 議事ノ進行ハ要目ニヨリテ進メハ如何【 】

○藤村委員 賛成、尚委員ニ於テ追加審議ヲ希望スル事項ニツイテハ追加
シテモ宜カラム

○美濃部委員 賛成

○委員長 藤村説ニヨリ進行スヘシ

要旨 [要目] 第一、出版物法制ノ統一ノ是非並ニ之カ立法ノ根本方針ニツ
キ審議セラレ度

○山岡委員 従来ノ改正意向ハ主トシテ新聞紙法ニ関スルモノニシテ出版
法ニ関スルモノニ非ス、法制ノ整理ト言フ見地ヨリ言ヘハ両者ヲ包括スル
ヲ可トス【以下2頁】ルモ急速ニ立法スルニハ新聞紙法ノミヲ切り離スカ
ヨカラム、立法ノ根本精神トシテハ出版物保護等従来ノ規定ニナキ事項ヲ
加ヘ刑罰規定ヲ刑法ニ譲ル等ノ問題アルヘシ

○美濃部委員 要旨第一ノ第一点 法規統一ノ是非ハ大シテ重要ナモノニ

アラス、要之形式ノ問題ニ過キス、問題モ新聞紙法ニ主トシテ存スルモ現行ニ「ママ」法制度ニテハ不統一不権衡ヲ免レス、例ヘハ安寧秩序ヲ紊スヘキ記事ニ対スル処分ニ於テ兩者異ル等ノ事アルヲ以テ之ヲ免ル、ニハ一法主義ヲ可トスヘシ。私見トシテハ予約出版法ヲモ加ヘ尚ビラノ撒布貼布「ママ」ニ関シテモ取締規定ヲ缺クヲ以テ之ヲ加フルヲ可トス、貼付ハ所有権侵害トモナルヘク、販売ヨリモ秩序ヲ紊ス事多シ、撒布ニ対スル取締モ必要ナリ、二法ヲ統一スル事ニハ賛成ナリ、統一ノ上更ニ拡張シタシ

第二点 立法ノ根本方針ハ細目ヲ決シタル後最後ニ決スヘキ問題ナルヘ【】キモ大体ノ考ヘトシテハ出版ノ自由ヲ一層尊重シ度シ、今日過激思想就中マルキシズムノ流行旺盛ナルカ假ニ之ヲ危険ナリトスルモ出版ノ取締ニヨリテ危険ヲ防クコトハ到底不可能ナルヘシ、強テ之ヲ行ハムトスレハ今日ノロシアニ於ケルカ如クテロリズムニマテ進マサルヘカラス、之ヲ為スニヨリテ假令一時ハ目的ヲ達スルコトヲ得ヘシトスルモ、一時押「？」ヲナスコトカ国家永遠ノ策トシテ果シテ適当ナリヤ否ヤ、寧ロ却ツテ危険ナラム、思想ノ発表ヲ圧迫セラルレハ暴力ニ赴クノ外ナキヲ以テ必ス革命ヲ誘フ原因トナルヘシ、英国流ニ放任スルカ永遠ノ策トシテハ可ナリ、我国ハ国体ノ觀念カ非常ニ鞏固ナルヲ以テ、出版物ニヨリテ侵害サル、虞ハ全然ナシ、国家觀念ノ保護ノ為ニ出版物ヲ取締ル必要アルハ「ロシア」「ドイツ」ノ如キ国体觀ノ弱キ国ニ限ル、我国ノ如キ国ニ於テ出版物ニ対シ保護ヲ必要トスルハ弱キモノ即個人ノ自由ナリ、出版物ニ対シテハ可成【以下3頁】自由ニスルヲ根本方針トシタシ

○永田委員 統一主義ニ賛成、前議會ニ予約出版法ノ改正ノ提案ナキヲ以テ質問シタルニ當時ノ政府ハ之ヲ考エサリシ如シ、近来ノ出版界ノ傾向ヲ見ルニ全集円本等カ大勢力アリテ、従来ノ法律ニテハ取締カ充分ナラサルヲ以テ之ヲ改正法ニ統一スルヲ可トス、

立法ノ根本方針トシテハ思想ノ自由、出版ノ自由ヲ認ムルカ将来ノ為メ好結果ヲ来スヘシ、現在ノ取締ハ過去十年前ニモ比スレハ著シク自由ナルモ

之ニヨリテ治安ヲ紊シタリトモ認メラレヌ、故ニ更ニ一層自由ニシタシ、内閣ハ現ニ全部之ヲ廃止セル如クナルカ自由カ拡張セラルレハ内閣ヲ希望スルモノモ少クナルヘク発行者ハ之カ廃止ヲ喜フヘキ筈ナルニ現在ニテハ内閣ヲ希望スル者多キ様ナレハ尚自由ヲ拡張スル余地アルコト【 】ヲ示スモノナルヘシ

○美濃部委員 コノ点ニ付政府ノ方針ヲ伺ヒタシ

○山岡委員 如何ナル程度マテ出版ノ自由ヲ認ムルヤハ根本的ニ研究ヲ要スル問題ナルヘシ、要ハ世ノ進運ニ伴フテ自由ニスルコトカ必要ナリ、例之嘗テハ社会主義ニ関スル記述ハ概シテ禁止処罰シタルモ今日ハ必スシモ禁止処罰セサルカ如シ、今日ノ社会発達ノ程度ニ適当シタル出版ノ自由ヲ認ムルハ必要ナルヘシ、然レ共国家ノ根本義ハ出版取締ニテ保護セストモヨカラムトノ意見ハ慎重ニ考慮ヲ要スル問題ナルヘシ、我國民ノ皇室及国体ニ関スル觀念ハ鞏固ナルモノアルヲ以テ直ニ外国ノ如クナル虞ハナカラムモ自由ニシタル結果悪影響ヲ生シ結局革命トナルノ虞ナキヤ否ヤ之ヲ防止スル他ノ方法アリヤ否ヤ、他ニ方法アレハ出版物ニ対スル取締ヲ【以下4頁】寛ニスルモヨケレト方法ナシトセハ出版取締ヲ嚴重ニセサルヘカラス、自由ニ放任スルモ国体的民族的ノ觀念ノミニテ充分ナルヘシトスルハソレモ一ノ考エナルヘシ、然ラストスレハ出版法又ハ其ノ他ノ方法ニ依リテ取締ル外ナカルヘシ、其ノ他ノ方法トシテハ治安維持法ハ其ノ一ナリ、然レトモ現行ノ治安維持法ハ原案ト異リ危険思想ノ宣伝全部ヲ取締ルモノニアラス、之カ実行ヲ取締ルモノナルヲ以テ単ナル思想ノミニテ之ニ該當セス実行煽動トナリテ初メテ同法ノ適用ヲウクルコト、ナル、其ノ以外ニ適当ナル方法アラハ承り度シ、特殊ノ方法ヲ講セストモ民族精神国家精神ノミニヨリテ危険ノ虞ナシトセラル、ヤ否ヤ

○美濃部委員 前議會ニ提出セラル法案第二十五条第一号第二号皇室ノ尊嚴冒瀆、国体ノ変革ハ動カスヘカラサルモノトシテ禁止シテヨシ、之ハ議論ノ余地ナキトコロニシテ出版ノ自由ノ触ル、所ニアラス、之等ノ点ニ

付テハ英【 】国ヨリ嚴重ニシテ差支ナシ、然シナカラ学問上思想上論争ノ余地ノ存スル問題ヲ或当局者ノ考エニテ国家ノ為ニ有害危険ナリトシテ抑圧シ禁止スルハ不可ナリ、出版物トシテ禁止スルモノハ思想上ノ争ナキ問題ナルヘシ、風俗ニ関シテモ同様ナリ、善良ノ風俗ヲ害スル事明白ナルモノハ之ヲ禁止シテ勿論差支ナシ、

思想上ノ争ヲ権力ニヨリテ抑圧スレハ被抑圧者ハ之ニ報スル暴力ヲ以テスルノ外ナキヲ以テ却テ危険ナリ、經濟上ノ問題資本主義ノ可否等ノ論争ヲ出版法ニ依リ取締ルハ不可ナリ

○山岡委員 他ノ方法ヲ講スルノ必要ナキヤ、出版法以外ニ取締ノタメニ他ノ方法アリヤ

○美濃部委員 【以下5頁】政府トシテハ放任シテヨカルヘシ

○山岡委員 私有財産制度ノ否認ハ根本問題ナラスヤ

小作問題トシテハ耕作権確立ノ要求、労働問題トシテハ罷業ヲ権利トシテ確認セヨトノ主張ノ如キハ私有財産制度ノ根底ヲ動かサムトスルモノニシテ危険ナラスヤ、直ニ之ニ進マスシテ例之都市ニ於ケル借地借家法ノ如キ方法ニ依リ漸次ニ解決スヘキ問題ナラスヤ、之カ為ニ或制限ヲ設クル方カ可ナラスヤ、極端ノ解放ハヨクナシ、自然ノ推移ニ委ス方ヨカラム

○美濃部委員 私有財産ヲ否認スル議論ヲ禁スルハ不可ナレトモ私有財産ヲ不法ニ変革セムトスル記事ヲ禁止スルハ犯罪煽動ヲ禁スルト同様ニテ差支ヘナシ、私有財産ノ否認論ヲ禁止スルハ学説ニ対スル圧迫ナリ【 】

○永田委員 前議會ニテモ私有財産制度ノ否認論ヲ禁スルハ圧迫トナルトノ反対説アリ、之ヲ煽動スルヲ取締レハ可ナリトシテ「唱導宣布」ノ文字ヲ用イテ修正ヲ為シタルコトアリ、学問上ノ意見ヲ述フルニ付自由ヲ奪フハ不可ナルヘシ

○委員長 立法方針ノ大体ニ法統一ノ可否ニ付テノ意見ヲ述ヘラレタシ

○金森委員 両法ノ統一ニ付テハ美濃部説ニ賛成、予約出版法ヲモ併セ統一スルハ之ヲ行フ実益アリヤ否ヤニヨリテ定マル、現行予約出版法カ不適

当ナラサレハ独立存置セシムルモヨカラム、改正ノ必要アルナラハ出版物法ト統一スルモヨカラム【以下6頁】

立案ノ根本方針トシテハ思想ニ対スル取締標準ニハ一定ノ限界アルヘク一時ノ考ヘニヨリテ左右スヘキモノニアラス、法律ノ改正ニヨリテ取締カ酷トナルコトハ避ケサルヘカラス、又立法ノ動機ハ取締ヲ寛ニスルニヨリテモ改正ノ結果法ノ運用ニヨリテ酷トナリ得ル如キコトモ避ケサルヘカラス、原則トシテハ寛大ナル拘束ニ止メタシ、但シ如何ニ自由ナルコトヲ必要トスルモ或ル程度ノ拘束ハ必要ナルヘシ、従ツテ取締ノ当否ハ實際問題ニヨル外ナシ、一定ノ限界以内ノモノハ全部解放スルトスレハ格別或程度ノ取締ヲ加フルモノトスレハ正確ナル文字ヲ使用シテ其ノ程度ヲ示スハ不可能ナルヲ以テ時ニヨリテ取締ノ標準カ動クハ止ムヲ得ス、従ツテ法律ノ制定ヨリ寧ろ運用ノ完全ヲ期スルコトカ必要ナリ、今日ノ如ク取締カ純然タル行政処分テアル時ハ時ノ官吏ノ考ヘ次第ニヨリテ左右セラレ不安ナリ、運用上安全適切ナル方法ヲ用ヒタシ、困難ナル問題ヲ制定〔ママ〕スル場合ニ時ノ政府ノ意見ノミナラス経験者其ノ他政府ヨリ独立【 】セルモノ、意見ヲモ加エテ何等カノ方法ニヨリテ是非ヲ判定スル途ヲ考エタシ、

○美濃部委員 発売禁止ニ行政訴訟ヲ許スヤノ問題アルモ之ヲ認ムルモ実効ヲ収メ得サル場合ナキニアラサルヲ以テ金森委員説ノ如ク時ノ政府ヨリ独立シタル簡単ナル機関ヲ設クル必要アルヘシ、出版ニ付テ特別ノ裁判所ノ如キ合議体審査機関ヲ設ケテハ如何

○山岡委員 取締ノ標準カ時代ニ適スルコトヲ要スルハ必要ナルコトニテ同感ナリ、禁止事項ヲ列挙スレハ却ツテ適當ナル取締ヲ為サムトスル目的ヲ達セサルヘシ、概括的ノ法規ナラハ運用ニヨリテ適當ニ取締ノ方針ヲ変更スルヲ得ヘシ、時代ニ適合スルニハ法規ノ改正ニヨルカ運用ノ加減ニヨルカ【以下7頁】ノ外ナシ、出版取締カ時ノ政府ノ意見ニヨリテ左右セラル、ノハ不都合ナルヲ以テソレカ適當ナリトセハ裁判所ノ権限ニ移シ裁判官カ簡易ニ審判スル方法ヲ設クルモ一法ナルヘシ、外国ハ多ク裁判所ノ所

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会議事録」(一)

管トセリ、行政裁判所ヨリモ寧ロ司法裁判所ヲ可トス、独逸法ニ見ル如ク
仮処分ヲ行政官庁ニ行ハシメ裁判所ヲシテ決定的ニ其ノ仮処分ヲ承認スル
カ取消スカ判断セシムルナリ

○金森委員 法規ヲ以テ精密ニ取締ニ関シ規定スルハ之ヲ避クルヲ可トス
ル説ニ賛成ナルモ或ル程度ニ於テハ、規律スル要アルヘシ、取締ヲシテ時
代ノ進運ニ適セシムルニハ委員会テモ設ケテ経験者ヲモ参加セシメ行政官
庁ヲシテ仮ニ行政処分ヲ行ハシメ委員会ニヨリテ最後ノ決定ヲナスシテ
ハ如何

○山岡委員 行政裁判ヨリ司法裁判ヲヨリヨシト考フ、独逸法ニ見ルカ如
ク司法裁判【 】所ノ主管トナスニ付テハ泉ニ委員ニ御意見ヲ聞キタシ

○泉ニ委員 司法裁判所ノ手續ハ嚴密鄭重ナルヲ以テ出版ノ自由ヲ保障セ
ムトスルヨリ見テモ適當ナルヘシ

○山岡委員 統一ノ是非ニ関スル意見ハ別問題トシテ立法ノ根本方針ハ他
ノ要目トモ関連スルトコロ少ナカラサルヲ以テ此点ニツイテハ何時ニテモ
発言ヲ許ストシテ此ノ儘進行スルコトヲ考慮セラレ度

○委員長 裁決ハ保留ス、発言ハ必スシモ調査要目ノ順序ニ拘泥セス意見
ヲ述ヘラレタシ、[要目] 第二 [出版物の観念 整理] ニ移リテ差支ハナキ
ヤ、

第二ニ移ルヘシ、説明又ハ意見ヲ述ヘラレ度【以下 8 頁】

○山岡委員 此ノ問題ニツキテハ第一ニ新聞紙ノ観念ヲ明確ニシタシ、現
代ニ於ケル新聞紙ノ勢力ハ甚大ナルヲ以テ単ニ新聞ト云フノミニシテ世人
ニハ一種ノ影響ヲ与フルモ現在ノトコロニテハ新聞紙或ハ新聞記者ト称ス
ルモ名実伴ハサルモノ少カラス、世人ノ新聞紙ト云フ語ニ期待スル意義ヲ
考慮シ一面新聞紙ノ観念ヲ明確ニシ一面之ヲ保護スルコト必要ナラム、
即日刊又ハ之ニ類スルモノニ限り新聞紙ト称スルヲ許ストスヘキカ、然
ルトキハ保証金モ廃止シテヨカラム、保証金ノ主タル目的ハ新聞紙ノ族生ヲ
防止スルニアルヲ以テ新聞紙ノ観念ヲ整理シタル上ハ保証金ヲ廃止スルコ

トヲ得ヘシ

○美濃部委員 新聞紙ト雑誌トノ區別ハ必要ナルヘシ

○金森委員 【 】觀念ヲ區別スルト云フハ法律上ノ取扱ヲ異ニスヘシトノ意カ、新聞紙ト稱スルニハ一定ノ資格ヲ必要トシ其ノ他ノモノニハ此ノ名称ヲ許サストノ意カ、第二ノ意義ナリトセハ言語ノ發達ハ自然ノ勢ナルヲ以テ法律ノ制裁ヲ以テ之ヲ導クハ不可ナリ、之ヲ限定スルニヨリ特ニ著シキ効果アルニアラサルモノヲ法律ヲ以テ用語ノ使用ヲ制限スルハ著シク困難ナル問題ヲ生スヘシ、七日以内ノ期間ヲ以テ発行スルモノニテモ、例ヘハ公設市場ノ物価表ノ如ク社会通念上新聞紙ナラサルモノモアリ、第一ノ意義ナリトナセハ法律ノ制定上新聞紙ノ觀念ヲ一定スルコトハ必要ナルヘシ

○山岡委員 法律ヲ以テ言語ノ自然ノ發達ヲ防止スルハ如何ニモ不可ナリ、今日ノ新聞紙ノ語ハ事实上新聞紙ナラサルモノニモ適用セラレ新聞社長、新聞記者等ト云フモ如何ニモ壇越 [ママ] ナリ、国民ハカ、ルモノヲ新聞紙ト認メス新聞【以下9頁】ハ飽クマテ「ニュース」ヲ材料トスルモノナラサルヘカラス、此ノ社会觀念ヲ尊重シテ之ヲ法規ノ上ニ現ハシテ新聞トシテ尊重スヘキヲ尊重シ抑フヘキヲ抑フルハ寧ロ今日ノ実情ニ照シテ適當ナルヘシ、今日ノ実情ニテハ新聞ト云ヘハ日刊新聞及之ニ類スルモノニ限ルコト大学令ノ改正ニ當リテ大学ノ用語ヲ限定シタル如クシタ [ママ]

○泉二委員 単ナル名称ノ問題ナラスヤ、出版法案ニ就テ見テモ區別シテモ大シタ実益ナキ如シ

○美濃部委員 此ノ問題ハ新聞ト雑誌トヲ區別スヘキヤ否ヤノ問題ト新聞紙ニ非サルモノニ新聞紙ノ名称ヲ用フルヲ禁スルヤ否ヤノ問題トナル如シ、第一点ニ付テハ新聞紙ト雑誌トハ區別スルノ必要アルヘシ 【 】

正誤ノ義務ニ就テモ保護ニ付テモ記事差止ニ付テモ兩者ハ待遇ヲ異ニスルノ要アリ

第二ノ新聞紙ナル名称ノ使用ノ制限ハ週刊以下ノモノニテモ新聞ト稱スル

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会議事録」(一)

モノ少カラサル現況ナリ、今日ノ通念ニテ新聞ト雑誌トノ區別ハ期間ノ長短ニヨラス綴テアルト否トヲ之カ標準トナス如シ、名称使用制限ハ現状ニ対スル重大ナル変更ナルヲ以テ之ヲ断行スル程ノ必要果シテアリヤ否ヤ

○山岡委員 新聞紙ニアラサレハ新聞紙ノ名称ヲ用ヒシメサルモ新聞紙ニテモ新聞紙ノ名称ヲ用ウルヲ強制スル要ナシ、既存ノモノハ既得權ヲ尊重スヘシ

○美濃部委員 既存ノモノヲ放任シテ目的ヲ達シ得ルヤ【以下 10 頁】

○山岡委員 期間ヲ設ケテ整理スレハヨカラム

○泉二委員 兩者ノ區別ノ必要ナシト云フニアラス、出版物法案ノ程度ニテハ殆ト何ラノ実益ナシト云フナリ、名称ノ區別ヲシテ果シテ必要ナラハ兩者ヲ區別シタル以上名称使用制限ノ途ヲ開ク必要アルヘシ

○山岡委員 名称使用制限ノ実施方法トシテハ発行届出ニ関スル規定ニ関連シテ規定スルヲ得ヘシ、序ニ出版物法案ノ規定スルトコロハ現行法制ノ範圍ニ止マルヲ以テ必スシモ之ニ拘泥スルコトナク之ヲ離レテ御研究ヲ願ヒタシ

○美濃部委員 出版物法案ニテハ區別シ居ラサルモ實際ニ區別スル必要アリ、殊ニ刑事【 】責任ニ付テ然リ、新聞紙ニテハ著作者ニ責任ヲ問ハス編集人ニ責任ヲ負ハシムヘキモノナルヘキモ雑誌ニテハ主トシテ著作者ニ責任ヲ負ハシムヘキモノナルヘシ、名称使用制限ニ付テハ積極的使用強制ハ従来ノ慣習ニ反ス、将来ノ雑誌ニ新聞ト云ウ名称ヲ禁スルナラハ反対スヘキモノニアラス

○泉二委員 實質ニ付テ取扱ヲ異ニスルハ賛成ナルモ必スシモ名称ニ拘泥スル必要ナカラム、法律ニテ名称ノ使用ヲ強制スル必要ナカラム

○山岡委員 必スシモ明文ヲ以テ名称ヲ制限スル必要ナシ、新聞紙ト雑誌ヲ區別スヘシトノ根本觀念ヲ定メタ上テ諸般ノ点ニ付立案シタシ、窮屈ナ規定ヲ以テ名称使用ヲ制限スル意思ナシ【以下 11 頁】

○泉二委員 區別ノ標準ハ期間ノ長短ノミカ問題ナリヤ、其ノ他ニ問題ナ

キヤ

○委員長 イギリスノ如ク「ニュース」ノ報導ト云フ如キ實質的要件ヲ加エサリシ理由アリヤ、出版物法案ニ加ヘサリシ理由如何

○山岡委員 時事ヲ掲載スルコトカ第一ノ要件ナルヘシ

出版物法案ハ期間ノミニテ規定セルハ不完全ナリト思料スルカ此ノ点ニツキ金森委員ノ説明ヲ承リ度シ

○金森委員 「時事ニ関スル事項」ナル要件ヲ加ヘテモ其ノ觀念不明ナルノミナラス適用困難ナリ、定義ヲ単純ニシ實際ハ時事ヲ掲載セサルモノハ保証金等取締【 】ヲ寛ニスルヲ可トシテ立案シタルモノナルヘシ、加ヘテ差支ナカラム

○永田委員 「時事」ハ雑誌ニモ掲載スルコトアリ、新聞ノ實質タル「時事」ハ雑誌ノ「時事」トハ自ラ異ルモノアリ、如何ニ定義スヘキヤ

○山岡委員 雑誌ニモ時事雑誌ト然ラサルモノトアルヘシ、新聞ハ時事ヲ掲載スルヲ要件トシ雑誌ハ時事ヲ掲載スルモセサルモ随意トス、七日以内ニ発行スルモノハ時事ヲ掲載スレハ新聞紙トシ其ノ以外ハ時事掲載ノ有無ヲ問ハス雑誌トシテハ如何

○委員長 イギリスノ如ク新聞紙ノ発行ヲ登録制度ニスルコトハ如何

○山岡委員 【以下12頁】登録制度ニスレハ発行特許ニ近クナルヘキヲ以テ新聞保護ノ点ヨリ見レハ寧ロヨカラムモ何等ノ保護ヲ与ヘストスレハ言論自由ノ制度〔ママ。制限か?〕ト見ラルル嫌ナキヤ

○委員長 新聞紙ニ付テハ現ニ特権ヲ与ヘ居ルモノ少カラサルヲ以テ「鉄道省ニ於ケル無賃乗車券交付、逓信省ニ於ケル第三種郵便物認可同シク予約電信電話ニ関スルモノ等」登録制度ヲトリテ新聞紙タルモノハ相当価値アルモノノミニ限定シテハ如何

○山岡委員 鉄道郵便等ノ關係ニテ現ニ事実上新聞ニ与フル保護ヲ立法上確認シテ法制上ノモノトシタシ

○委員長【 】 逓信系統法制其ノ他ニ亘リ特権ヲ与ヘタル法規ヲ調査セ

ラレタシ

- 永田委員 新聞社ニテハ營業収益税免除ノ規定モアリ
- 泉二委員 外国立法ニハ新聞雑誌ノ區別ヲ為スモノナシ
- 美濃部委員 頒布ノ意味ヲ明確ニスル必要アリ、特定多数マテモ含ムカ、不特定多数ニテ足ルカ等ノ意義ヲ法律ニ明定シタリ [ママ。シ?]、判例ハ不特定ナルコトヲ要ストスルモ必シモ不特定タルヲ要セサルヘシ、揭示、貼付等ハ頒布トナルヤ否ヤ頒布ト見ルヲ相当トス、市町村ニテ揭示貼付ノ場所ヲ設ケシメ之ニ限定スヘシ、引札ハ從來届出ヲ要セストスルモ現況ニヨレハ之ヲ取締ル必要アルヘシ、「時事」ハ入レヌカヨシ、単ニ期間ノミニテ區別スル方カ明瞭ナ【以下 13 頁】リ、期間ヲ何レニ定ムルカ新聞紙タル要件トシテノ発行期限ノ限度ハ七日位カヨカラム、限ラレタル書物ヲシリーズ [シリーズ] トシテ出スモノ、岩波文庫等ハ雑誌ニアラサルヘシ、之ト他ノ出版物トヲ區別スルノ要アルヘシ
- 泉二委員 新聞雑誌ヲ単一ノモノトシテ取扱ヘハ區別ノ標準ハ期間丈テヨロシカラム、罰則等ニテ取扱ヲ異ニスルナラハ単ニ期間丈テハ不十分ナリ、實質ノ標準ヲ置ク必要アラム、新聞ト雑誌トノ區別ハ他ノ諸点ニ付要目ノ内容ヲ考究シタ上テ實質的ニ定ムルカヨロシカラム
- 山岡委員 特権ヲ与ヘ保護スル以上ハ何等カノ實質ノ標準カ必要ナルヘシ、時事ヲ報導スルカ故ニ保護ノ必要アリ、時事ノ報導ナルカ故ニ大衆ニ影響アリ、従テ保護ヲ要ス、頒布ノ意義ハ独逸ニテハ會員組織ノ如ク特定多数ニ頒【 】布スルハ頒布ト認メス、法律ヲ以テ規定シ得ルナラハ結構ナリ、貼付ハ普選法施行令ニ貼付セムトスル建造物所有者ノ許可ヲ受クヘシト規定シタルカ現行取締規定ノ一例ナリ、引札ノ取締ハ考慮ヲ要ス問題ナルヘシ
- 泉二委員 貼付等ノ取締ハ必要ナルヘシ、頒布ノ解釈如何ニ不拘規定ノ必要アリ
- 委員長 閉会ヲ宣ス

七、閉会

午後四時

【14 頁は中表紙】

警保委員会第二回特別委員会議事録

【以下 15 頁】

警保委員会第二回特別委員会議事録

一、開会日時 昭和二年十二月二十日午後一時三十分

二、開会ノ場所 内務大臣官邸

三、出席委員 小松委員長、花井、藤村、横山、泉二、永田、美濃部、山岡ノ各委員

四、議事

○委員長 第三出版保護ニ移ルヘキモノナレトモ前回欠席セシ委員ニテ本日出席ノ者モアレハ第一、第二ニツキテモ御意見アラハ承リ度シ

○花井委員 出版物立法ノ根本方針ニツキテハ出版刑事法系統ニ属スル条項ハスヘテ之ヲ刑法典ニ移譲スルカヨカラム、其ノ主タルモノヲ例示スレハ皇室ノ【 】尊厳冒瀆、朝憲紊乱、名誉毀損等ナルカ之等ニツイテハ犯意ノ存在ヲ犯罪本 [ママ] 立ノ要件トスル主義ニ改メタシ、現行法上ニ於テモ名誉毀損ハ之ヲ有害犯トスルモ其ノ他ノ事件ニツイテハ新聞法上ノ犯罪タルニハ故意ヲ必要トセサル旨ノ判例アリ、甚当ヲ得サルモノナリト思料ス、第二ノ出版物ノ觀念ノ整理、新聞紙ナル名称ヲ使用制限ニ関シテハ如何ナル構成ニスルヤ知ラス且困難ナルヘシト思料スルモ若シ可能ナリトセハ敢テ反対ハセス

○山岡委員 花井委員ノ説第一点ニ付イテハ大体ニ於テ同感ナリ、犯意ナキ場合ニ於テハ監督不十分等ノ為他ニ責任者ヲ出スハ格別トシテ原則トシテハ犯罪ハ成立無キモノトスルカ至当ナルヘシ、尚犯罪トシテ嚴罰セラ

ル、人ノ無キ場合ト雖モ物自体ニ於テ違法ナル場合ニ於テハ物自体ニ対シテ処分【以下 16 頁】ヲ加ヘ得ルノ途ヲ講スレハ一層適切ナル取締ヲ為スコトヲ得ヘシ、第二点ニツイテハ法律ヲ以テ出版物、就中新聞紙ノ要件ヲ限定シ之ヲ具備スルニアラサレハ新聞紙ト称スルヲ得サラシムルコト、同時ニ他面ニ於テ此ノ要件ヲ具備スルモノニ対シテハ例之郵便又ハ鉄道等其ノ他ノ特権ヲ付与スルコト、ナシ現ニ報導機関タルノ故ヲ以テ各官庁カ新聞社新聞記者ニ事実上与ヘ居ル諸般ノ便宜ヲ前記要件ヲ具備シテ内務省カ新聞紙ト認ムルモノニハ当然付与スルヤウニスルコトカ適當ナルヘシ、如何ナル標準ヲ以テ新聞紙ノ要件トスルヤ其ノ法 [ママ] トシテハ日刊又ハ之ニ類スルモノヲ新聞紙トシ其ノ他ノモノハ時事ヲ掲載スルト否トヲ問ハス雑誌又ハ其ノ他ノ出版物トスルハ如何? [ママ] 大体ニ於イテハ出版物法案ノ規定ヲ標準トシ且時事ヲ掲載スルヲ要件トシ届出ノ際之ヲ鑑別シテ適當ノモノノミ受理スルコト、スレハ別ニ制裁規定等ヲ設クル必要ハナカラム、時事掲載カ【 】要件ナリヤ否ヤニツイテハ前回ニ於テモ議論アリタルモ觀念ヲ整理スルコトニツイテハ異論ナカリシ如シ

- 委員長 前回ニハ「定期刊行物」トシテハトノ意見アリシヤウニ思フ
- 山岡委員 泉ニ委員ヨリ其ノ意見アリタリ
- 花井委員 通信ハ如何ニスルヤ
- 山岡委員 通信ハ自然新聞紙トナルヘシ
- 花井委員 現行法ニテハ如何ニ取扱フヤ【以下 17 頁】
- 土屋委員 現行法ニテハ有保証新聞紙トシテ扱ヒ居レリ [委員は誤。内務書記官(警保委員会幹事)土屋正三。以下同。21 頁では正しく表記されている]
- 花井委員 選挙ニ用フルハカキ一枚刷ノ多数印刷物ハ如何ニ取締スルヤ
- 土屋委員 書簡通信ノ範圍ナラハ納本届出等ノ手續ハ不要ナルモ其ノ他ノ点ニツキテハ一般ノ取締ヲ受ク、政見ヲ記載スルモノハ書簡通信ノ範圍ヲ超ユルモノナルヘシ

○委員長 第三出版保護ニツキ協議セラレタシ

○美濃部委員 保護ノ問題ハ細目ヲ述ヘルハ困難ニツキ大体論トシテ意見ヲ述フル外ナカルヘキカ、第一ニハ名称ノ保護ノ問題アリ、例之大阪朝日新聞ニ対シ【 】別ノ朝日新聞ナルモノヲ発行スルトスレハ財産上多大ノ損害ヲ与フルコト、ナルヘシ、雑誌ニ付テモ同様ナリ、商号ノ如ク登録制度ト結付ケテ名称ノ独占権ヲ認ムル要アルヘシ、第二ニハ郵便特権ト電信特権ナリ、前者ニ付テハ現行法ニテ足ルヘシ、後者ニツキテハ新聞協会ノ意見ハ参考トスヘキモノナルヘシ、前者ハ現在ニテハ新聞雑誌共ニ特典ヲ与ヘ居レトモ将来ハ雑誌ニマテ之ヲ及スヤ否ヤハ考慮ヲ要スヘシ、後者ハ新聞ニ限り之ヲ認ムヘキモノナリ、第三ニ記者ニ対スル保護ハ新聞記者ニ限り何ラカノ規定ヲ要スヘシ、刑事責任ニ就テハ新聞紙ノ如ク迅速ニ報導スルコトヲ必要トスルモノニ在リテハ誹毀罪ニ関スル刑事責任ヲ軽減スル必要アラム、第四ニ免税特権モ亦出版保護ノ一ナリ、之等ヲ如何ナル程度マテ保護スヘキヤヲココニ論スルハ困難ナルヘシ

○山岡委員 【以下18頁】美濃部委員ノ説ニテ保護ノ要目ヲ網羅セル如シ、尚外国電信ノ如キ多大ノ費用ヲ投シタルモノヲモ保護スル要ナキヤ、細目ヲ一々論スルハ困難ナルヘキモ大体ノ方針意見ヲ承り度シ、各官庁ノ現ニ供与シ居ル保護ニ就テハ目下調査中ナリ、尚材料蒐集ニツキ如何ナル程度マテ便宜ヲ与フヘキヤ研究シタシ

○委員長 二十一日会ノ意見書ヲモ参考トシテハ如何

○花井委員 郵便電信免税等ニ関スル特権ハ本法ニ規定スルカ他ノ法律ノ規定ニ一任スルカハ問題ナラムモ名称ノ保護ハ本法ノ上ニテ明ラカニシ度シ

○永田委員 名称保護ニツキ現ニ新聞社雑誌社等ニ於テ商号トシテ現ニ登録シ居リ更【 】ニ自己ノ名称ニ類似スル名称ヲモ登録シ居ル為他人ノ事業ヲ妨害スル嫌アリ、類似名称ニヨリテ既存者カ害ヲ被ルコトハ確カニアルヲ以テ之ヲ制限スル必要アラムモ一回モ使用セサルニ単ニ登録ノミナス

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会議事録」(一)

モノニ対シテハ何等カノ制限ヲ為ス必要アルヘシ

○美濃部委員 新聞記者ノ職務執行上ノ便宜ハ法律上ノ制度トシテヨリハ實際上ノ取扱トシテ認ムルカヨカラム

○永田委員 刑事責任ニツキ体刑ヲ減スルヲ可ト思ウカ政府ノ意見ハ如何

○山岡委員 単純ニハ決シ難カルヘシ、適當ニ整理シ無益ノ体刑ヲ省ク外ナカラム

○永田委員 【以下 19 頁】營業稅免除ハ一種ノ文化機關トシテ又社会事業機關トシテ待遇スル為ナルヘキカ果シテ然ラハ之ヲ一律ニ雑誌ニモ及シ居ルハ可トシテ其ノ他一般ノ出版業ニモ及ホスヘキモノニアラサルヤ否ヤ

○山岡委員 時事ヲ掲載スルモノハ一日モナケレハ社会ニ迷惑ヲ生スヘク事業自体カ公益の性質ヲ有スルモノナルヲ以テ之ヲ保護スヘキハ当然ナルモ普通ノ出版物ハ社会ニ利益ヲ与フルハ勿論ナルモ此ノ理由タケニテ營業稅免除ノ特典ヲ出版業一般ニ及スコトハ困難ナルヘシ

○永田委員 ニュースノ保護ハ時間ニヨル制限テモ設ケテ保護セムトスルモノナリヤ

○山岡委員 適當ノ時間マテ独占權ヲ付与シテ保護ヲ与ヘムトスルナリ【 】

○泉二委員 新聞記者ノ職務執行上ノ便宜ニ関シ少年審判所ノ如キ公開セサル場所ニ出入ヲ許スコトヲ認ル法規イギリスニ在リ、新聞記者ノ公德心カ進歩スレハイギリスノ如ク此ノ種ノ保護ヲ与フルモ然ルヘキモ然ラサル限りハ英国ノ例ニヨル謂 [ママ。訳?] ニモ行カサルヘシ、此ノ点ハ新聞記者ノ資格要件ト関連シテ決定スヘキ問題ナルヘシ

○美濃部委員 新聞記者ノ資格ヲ制限スルコトニハ反対ナリ、醫師弁護士運轉手ノ如キモノハ専門ノ学識マタハ技術ヲ必要トシ他人ノ生命財産等ニ影響ヲ及ホスモノナルヲ以テ試験ヲ必要トスルナラムモ新聞記者ハ専門ノ学識知識ヲ必要トスルモノニアラサルヲ以テ試験ニヨリテ之カ資格ヲ限定スルコトハ不適當ナリ【以下 20 頁相当部分=欠落を「4-31」の該当部分

【マイクロ No0157-158）にて補う】

○永田委員 モシ試験カ不可ナリトスレハ単ナル登録制度ヲ認ムルコトニシテハ如何、何等ノ制限ナシニ新聞記者タリウルトスレハ取締ノ方法困難トナルヘシ登録制度ヲ施行シ不都合ナル者ニ対シテハ登録ヲ拒否又ハ取消スコトニスルカヨカラム

○美濃部委員 記者ニ特権ヲ与フル制度カ設ケラルルモノトスレハ永田委員説ノ如ク公ニ届出ヲ為サシムルコトカ必要ナルヘシ

○花井委員 試験制度ハ絶対ニ否定ハセサルモ法律ヲ以テ国家的制度トスル事ハ問題ナルヘシ有力ナル新聞社ハ現ニ自発的ニ試験制度ヲ採リ居ル由ナリ、小新聞不良新聞ノ記者マテモカ特権ヲ与ヘラルルコトヲ防止スル為ニ届出ヲ為サ【 】シムルコトハヨカラムモ単ニ届出ヲ命スルノミニテハ不充分ノ感アリ何等カノ条件欠格条件位ハ置ク必要ナキヤ

○泉二委員 国家試験制度ヲ実施スルコトハ不可能ナルヘキモ今回弁護士法改正ニ際シ弁護士試補ナル制度ヲ設ケ試補ノ修習考試ハ弁護士会ヲシテ之ヲ行ハシメムトスル議アルカ之ト同様ニ新聞記者会ノ如キモノヲ設ケテ之ニ考試ヲ行ハシムコトトシテハ如何

○山岡委員 現在ノトコロニテハ各種ノ人物カ記者トナリ居ルヲ以テ一定ノ資格ヲ設ケテ其ノ資格ヲ有セサルモノヲ排除スルコトトスルハ困難ナルヘキモ曾テ二十一日会ノ代表者ニ対シ新聞記者法ヲ設ケテ之ニヨリテ資格ヲ具備スル者ニハ特権ヲ与ヘテハ如何トノ私見ヲ語リタルニ之ニツイテハ研究【以下 21 頁】シタルコトモアリトノ答ヲ得タルコトアリ、今日ノ現状ニ於テ一定ノ資格ヲ有スルモノニアラサレハ記者タルヲ得スト制限スルハ困難ナラムモ特権ヲ与フルコト、ナラハ相当ノ人物ニ非サレハ之ヲ与フルハ不可ナルヘキヲ以テ社会カ相当ノ信用ヲオキ得ルモノトシテ何等カノ条件ヲ制定スルコトハ必要ナルヘシ、登録制度又ハ記者協会制度ニヨリテ一定ノ資格ヲ有スルモノニ特権ヲ与フルコト、スレハ実行モ困難ナラサルノミナラス実益モアルヘシ

○横山委員 或程度迄ハ前科者等ヲ法律上ノ制限ヲ以テ新聞記者タラシメサルコトニスルハ可ナラム、新聞記者ノ資格ヲ乱用シ新聞記者ノ名刺ヲ振舞ス者ニ対シテハ資格ノ制限其ノ他何等カノ取締ヲナス必要アルヘシ、又興信所ノ行為ニシテ刑法ヲ適用スルニ至ラサル迄ノモノニ対シテハソレカ新聞【 】記者トナルト否トニ不拘何等カノ取締ヲ講シ度シ

○泉二委員 財産上ノ制限ニヨリテ持主タルコトヲ制限スル立法例アリヤ

○土屋幹事 左様ナ立法例ハナシ

○泉二委員 資産ニヨリテ持主タルコトヲ制限スルトスレハ群小新聞ノ発生ヲ防止スルヲ得ルニアラスヤ

○花井委員 新聞紙ノ保護ハ相当ノ新聞ニ限り之ヲ与フヘキモノナルヲ以テ小新聞ニ対スル取締ハ却テ新聞保護ノ一端トナルヘシ、記者ノ資格制限ニツキ亦同様ナリ、新聞保護ト云フ点ヨリシテハ小新聞不良記者ノ取締ヲ為ス事【以下 22 頁】ハ必要ナルヘシ、通信社興信所等ニ対スル取締モ同様ナリ

○永田委員 普通出版物パンフレット等ノ発行者タルニ一定ノ資格制限ヲ必要トスルコトナキヤ、出版法ニハ出版ヲ営業者ニ限定スル規定アルモ如何ニシテ営業者タルノ判明ヲ為スヤ協会ニ加盟スルモノナラハ之ヲ出版営業者トスルカ何トカシテ営業者タルヤ否ヤノ區別ヲ明ニスル途ヲ講スル要アルヘシ

○山岡委員 永田委員説ハ結構ナルモ出版ヲ營業著作者ノミニ限定スルハ窮屈ナラスヤ果シテ営業者ニ限定スルノ必要アリトスレハ協会等ヲ利用シテ更ニ明確トスルカヨカラム

○委員長 【 】第四掲載事項ノ制限ハ後廻シトシ第五保証金ニツキ研究セラレタシ

○山岡委員 保証金ハ諸国ニ其ノ例ナシ、本制度ハ形ニ於テ財産ニヨリテ言論ノ自由ヲ制限スルコト、ナリ實際ニテモ一人ニテ多数ノ新聞ヲ有スルコト、ナルヲ以テ之ヲ廃止スルカ可ナラム、之ニ代ルヘキ対策トシテハ時

事ヲ掲載スルモノニハ相当ノ制限ヲ設ケ正規ノ発行ヲ為サ、ルトキハ発行ヲ認メサルコト、テモスレハ保証金ナシトスルモ無益ノ新聞紙ハ消滅スルナラム、之ヲ廃止スヘキ意味合ニ於テ研究セラレ度シ

○永田委員 廃止スルカ佳ナリ、登録制度又ハ協会公認等ノ方法ヲ講スルニ於テハ群小新聞ノ防止ヲナスコトヲ得ヘシ、現在ノ保証金ニテハ目的ヲ達スルヲ得ス、存置スルトスレハ寧ロ金額ヲ増加スヘキモノナルヘキモ全廃ノ方【以下23頁】針ニテ進マレ度シ

○山岡委員 現在東京記者連盟ナル団体アリテ名実伴ハス弊害多シ、記者協会ヲ公認スレハ斯ノ如キ類似団体ヲモ取締ルコトヲ得ヘシ

○委員長 届出ニ代フルニ登録制度ヲ以テシ記者ノ氏名等ヲモ登録事項ニ加ヘ記者ニ対スル登録失格者ノ拒否等ヲモ之ニ加ヘテ研究シタシ

○横山委員 保証金ニ対シ強制執行ヲ為シタル実例アリヤ、外国人ノ発行人カ不都合ヲ働キタルママ逃亡シタル際ノ後始末トシテ保証金カ必要ナラスヤ

○山岡委員 【 】公ノ方面ヨリ見テハ其ノ必要ナカラムト思フ

○横山委員 ジヤパンクロニクルノ宮城写真顛倒不敬事件ノ如キハ司法処分ニ依ルコトヲ得ルハ格別ナルモ然ラサレハ保証金ヲ没収スル等ノ途ニ出スル考アリヤ

○山岡委員 設例ノ事件ハ行政措置ニテ終了セルカ故意アリトセハ不敬罪トシテ処置スルコト可能ナルヘシ、刑事事件トマテナラサルモノニ保証金ヲ没収スルコトハ困難ナリ、罰金トシテ利用スル以外ニ保証金ハ現行法以上ニ利用スルハ困難ナルヘシ

○横山委員 朝鮮人支那人等ノ秘密出版ニカカル新聞紙アリ、斯ノ如キモノハ保証金【以下24頁】制度ヲ撤廃スレハ公然頒布スルコトニナラスヤ

○山岡委員 其ノ点ハ横山委員ニ同感ナリ、自由ニスレハ彼等ノ活動カ自由ニナルハ必然ナルヲ以テ軽々ニ保証金ヲ廃止スル事ハ不可ナルヘシ、尚慎重ニ考究ヲ重ネタシ

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会議事録」(一)

○委員長 本件ハ継続ノマ、閉会スヘシ

五. 閉会

午後三時五十分

(つづく)

註

1) この文献は、山岡萬之助の遺留に係る文書を寄贈された学習院大学法学部がこれを整理したものであり、マイクロフィルム化されている。目録としては『学習院大学法経図書室所蔵 山岡萬之助関係文書目録』(1988(昭和63)年7月に「山岡文書研究会」名で冊子化。以下、『目録』(学習院大学分)という)がある。本稿で翻刻に用いたマイクロフィルムは、国立国会図書館憲政資料室所蔵のものである。

なお、山岡萬之助の遺留に係る文書は、他に法務省法務図書館に寄贈されたものがあり、これについては同図書館で分類・整理されて、やはりマイクロフィルム化されている。目録としては『山岡萬之助関係文書目録』(以下、『目録』(法務省分)という)がある。

山岡萬之助(1876~1968)の司法省警保局長に至る経歴の概要は次の通り。日本法律学校卒業(1899)後、判事、検事を経てドイツ留学(1906~1909)。帰国後、刑事訴訟法改正やその他重要法案の調査立案に従事、1914年司法省に入り、以後10年余司法行政の中樞を担った。1925年8月加藤高明内閣の司法相江木翼により刑事局長を解任されて司法省を去り、1927年2月田中義一内閣の内相鈴木喜三郎のもと内務省警保局長に起用された。以上の経歴概要については、上記『目録』(法務省分)の小澤隆司執筆「解題」及び『目録』(学習院大学分)の前山亮吉執筆「はじめに」による。

2) 当該特別委員会の議事録は、同文書中に異なる手による二種のものがある

が、本稿は原則として『目録』（学習院大学分）の「IV. 内務省警保局長時代」
「4. 新聞紙法・出版法その他」中の「4-38 警保委員会特別委員会議事録 第
一～第八回 1 綴」による。詳細は「II 凡例」参照。

- 3) 昭和二年七月十八日内甲第一六六号指令。
- 4) 内川芳美『マス・メディア法政策史研究』（有斐閣、1989年）135頁。
- 5) 同前 145～147頁。
- 6) 同前 149頁。
- 7) この点については『昭和二年版 日本新聞年鑑』（新聞研究所、昭和2年12月）11頁に「警保会の流産」との見出の下、「田中内閣の新たに組織さるゝや政府は大規模の出版法調査会を開設して、新聞側代表を委員に加ふべしとの説伝へられたが、後にいたってその計画は縮小され、内務省に警保審議会を置き、出版物法案の新起草を企て、これら新聞側委員の人選方を二十一日会に委嘱した。しかし二十一日会は、さやうの小規模の調査会にて此種重大法案を起草するは不都合の沙汰と決し、内務省の依頼を拒絶した」とある。引用文中の当初の「大規模の出版法調査会」構想については、東京朝日新聞昭和2年6月10日付に「警察制度改善のため『警保審議会』設置に決定す」の記事がある。
- 8) モトジシグマ。1876～1947。大審院判事、司法省行刑局長を経て、1927年刑法改正原案起草委員主査委員。『日本近現代人名事典』（吉川弘文館、2001年）による。以下、特別委員会構成員の経歴は、1927年以前の主なものである。
- 9) カナモリトクジロウ。1886～1959。大蔵省を経て1914年内閣法制局。前出『日本近現代人名事典』及び『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会、2002年）による。
- 10) コマツケンジロウ。1864～1932。司法省から通信省。電信電話普及に尽力。次官を経て退官。1912年より貴族院議員（勅選）、1924年清浦内閣の鉄道大臣。『日本人名大辞典』（講談社、2001年）による。
- 11) ハナイタクゾウ。1868～1931。東京弁護士会会長、衆議院副議長等を経

翻刻 内務省「警保委員会特別委員会議事録」(一)

て、1922年より貴族院議員(勅選)。前出『日本人名大辞典』及び『日本近現代人名事典』による。

- 12) フジムラヨシロウ。1871～1933。男爵。三井物産勤務後、1918年より貴族院議員。1924年清浦内閣の通信大臣。前出『日本人名大辞典』及び『20世紀日本人名事典』(日外アソシエーツ、2004年)による。
- 13) オカダタダヒコ。1878～1958。内務省警保局長を経て、退官後1924年より衆議院議員。1927年政友会総務。前出『日本人名大辞典』『日本近現代人名事典』及び『20世紀日本人名事典』による。
- 14) ナガタシンノジョウ。1871～1971。読売新聞編集局長、日本雑誌協会幹事長等を経て、1924年より衆議院議員。『岩国市史』(岩国市史編纂委員会、1971年)による。
- 15) ヨコヤマカッタロウ。1877～1931。弁護士。1917より衆議院議員。1926東京弁護士会会長。1927年民政党幹事。前出『日本人名大辞典』及び『20世紀日本人名事典』による。
- 16) ミノバツキチ。1873～1948。内務省を経て、1902年より東京帝国大学教授。1927年まで東京帝国大学法学部長。前出『日本近現代人名事典』による。
- 17) なお、この要目の各項について詳細を記した「出版物法制改正要目説明書」がある。内務省用箋に筆書されたもので、マイクロ No0032-0055 にわたる。
- 18) また、同文書中マイクロ No0002～0021 に要目各項についての各委員の見解をまとめた手書きの一覧メモがある。